

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年4月28日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書1」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分1」という。）、及び同年6月6日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書2」といい、「本件処分通知書1」と併せて「本件各処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分2」といい、「本件処分1」と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めているものと解される。

1 本件処分1について

処分庁は、本件照会文書において、その目的に反して、全く事実無根の内容を記載し、請求人の名誉と人権を傷つけた。

生活保護受給者の名誉及び人権は、受給していない者と同等である。

その回復のためにかかる費用は生活保護費の中に含まれてはいない。請求人が「健康で文化的な最低限度の生活」を送れなかったことは不当であるため、実費のみの支払を求める。

2 本件処分2について

処分庁が行った不適切文書の抹消について、〇〇区長の考えについて書かれた文書の提出を、送付先である本件病院より求められた。その書類のコピー代に対する支払却下決定に対する異議申し立てである。

処分庁が不適切であると認めた本件照会文書の抹消について、本件病院側に説明するために被害者である区民、かつ生活保護受給者が、その費用負担をする必要はない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 3月 4日	諮問
令和 6年 3月 18日	請求人から主張書面の提出
令和 6年 5月 24日	審議（第88回第2部会）
令和 6年 6月 21日	審議（第89回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助など8種類を挙げており、このうち、1号に生活扶助を、4号に医療扶助を規定している。生活扶助は、経常的最低生活費と臨時的最低生活費に分けられている。

(2) 医療扶助

法15条は、医療扶助について、「困窮のため最低限度の生活を維持

することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、診察（１号）、薬剤又は治療材料（２号）、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術（３号）、居宅における療養上の管理、世話、看護（４号）、病院又は診療所への入院、世話、看護（５号）、移送（６号）を挙げている。

(3) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第７・１は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

(4) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第７・２は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであるとし、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第７・２・(5)において被服費等について特別基準の認定があったものとして取り扱える場合を定めている。

なお、次官通知は、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

(5) 保護の通知

法２４条２項３号で、保護の申請があったときは、処分庁は、申請者に対し書面で通知しなければならない。

(6) 次官通知及び局長通知の位置づけ

次官通知及び局長通知は、地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分１について

まず本件処分１についてみると、処分庁は、本件申請１を受け、そ

の内容が本件費用1を求めるものであったことから、ケース診断会議を開催し、本件申請1について検討すると、該当する項目はなく医療扶助の範囲に含まれないこと、及び法に定めがないことから、経常的最低生活費から支出すべきものであって、一時扶助には該当するものがないと判断し、本件申請1を却下したことが認められる。

法は、保護の種類として生活扶助、医療扶助など8種類の扶助を挙げ、その対象と範囲を限定的に定めているが(1・(1))、本件費用1について検討すると、該当する項目は見当たらない。また、法4条1項及び8条1項が、生活に困窮する者がその最低限度の生活を維持するために、保護基準に従って保護費を具体的に決定するものとしているところ、開示手数料の費用は保護費として支給する対象としては定められていない。

そうすると、本件費用1は経常的最低生活費によってまかなうべきものであって(1・(3))、同生活費は支給済みであるから、本件費用1の保護申請を却下したこと(本件処分1)は、上記1の法令等の定めに基づいた適正なものというべきであり、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分2について

次に、本件処分2についてみると、処分庁は、本件申請2を受け、その内容が開示に係るコピー代を求めるものであったことから、臨時的最低生活費(一時扶助費)として本件費用2を支給する項目がないことを理由として、本件処分2により、本件申請2を却下したことが認められる。

法は、保護の種類として生活扶助など8種類の扶助を挙げ、その対象と範囲を限定的に定めているが(1・(1))、本件費用2に対応する項目は見当たらない。

また、法が、生活に困窮する者がその最低限度の生活を維持するために、保護基準に従って保護費を具体的に決定するものとしているところ(法4条1項及び8条1項)、法が開示に要するコピー代の費用を保護費として支給することを想定しているとも解されない。

そうすると、処分庁が、「支給項目がないため。」として本件申請2を却下したこと(本件処分2)は、上記1の法令等の定めに基づいた適正なものというべきであり、違法又は不当な点は認められない。

(3) 総括

上記(1)及び(2)のとおり、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点

は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 本件処分1について

請求人は、本件文書により請求人の名誉と人権を棄損したものとして、その回復のために本件病院に保存されている本件文書の削除を求めるに当たり要した開示請求費用の支払が認められないことから、本件処分1は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、行政不服審査法における審査の対象は、行政庁の処分の違法性・不当性の有無であり（同法1条1項参照）、本件申請1が処分庁の不適切な文書を発端としたものであるとしても、本件申請1は法に基づく保護の申請であるところ、法の定めによって本件申請1を却下した本件処分1が不当ということはできない。

(2) 本件処分2について

請求人は、処分庁が本件文書を不適切であると認めたにもかかわらず、本件文書の抹消について本件病院側に説明するために生じた本件費用2を、請求人が負担することに不服を申し立てているものと解される。

しかしながら、本件申請2は法に基づく保護の申請であるところ、法の定めによって本件申請2を却下した本件処分2が不当ということはできない。

そうすると、請求人の主張にはいずれも理由がない。

(3) なお、請求人より、令和6年3月18日に主張書面が提出されたため、審査会として慎重に検討したが、これまでの判断を覆すものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2 (略)